

平成29年3月31日
港 湾 局

東京都港湾管理条例の一部改正の概要

1 目的

東京都港湾局では所管している臨港道路において無電柱化事業を実施しておりますが、事業の効用を全うするためには、防災上の観点から臨港道路における電柱の占用を禁止、又は制限することができるよう、臨港道路の占用等について規定している東京都港湾管理条例の一部を改正する必要があります。

2 東京都港湾管理条例の一部改正の内容

(1) 対象条文（東京都港湾管理条例）

（占用の制限）

第十二条 知事は、臨港道路の損傷又は交通の著しい障害を防止するため、臨港道路の占用を禁止し、若しくは制限し、又は必要な範囲内で占用許可に条件を付することができる。

(2) 改正の内容

- 占用を禁止又は制限する目的に「災害が発生した場合における被害の拡大防止」を追加
- 占用を禁止又は制限する区域について、港湾管理者に告示を義務付け

※ 現時点の案であり、都民の皆様をはじめ関係者からの御意見を踏まえ、今後変更する可能性があります。

3 「東京都港湾管理条例」について

東京都港湾管理条例は、東京港など、東京都が管理する港湾において、臨港交通施設である臨港道路のほか水域施設、外郭施設及び係留施設など港湾法に定められた施設、並びに都が港湾に必要なものとして設置した施設の利用及び管理に関し定めている条例です。